

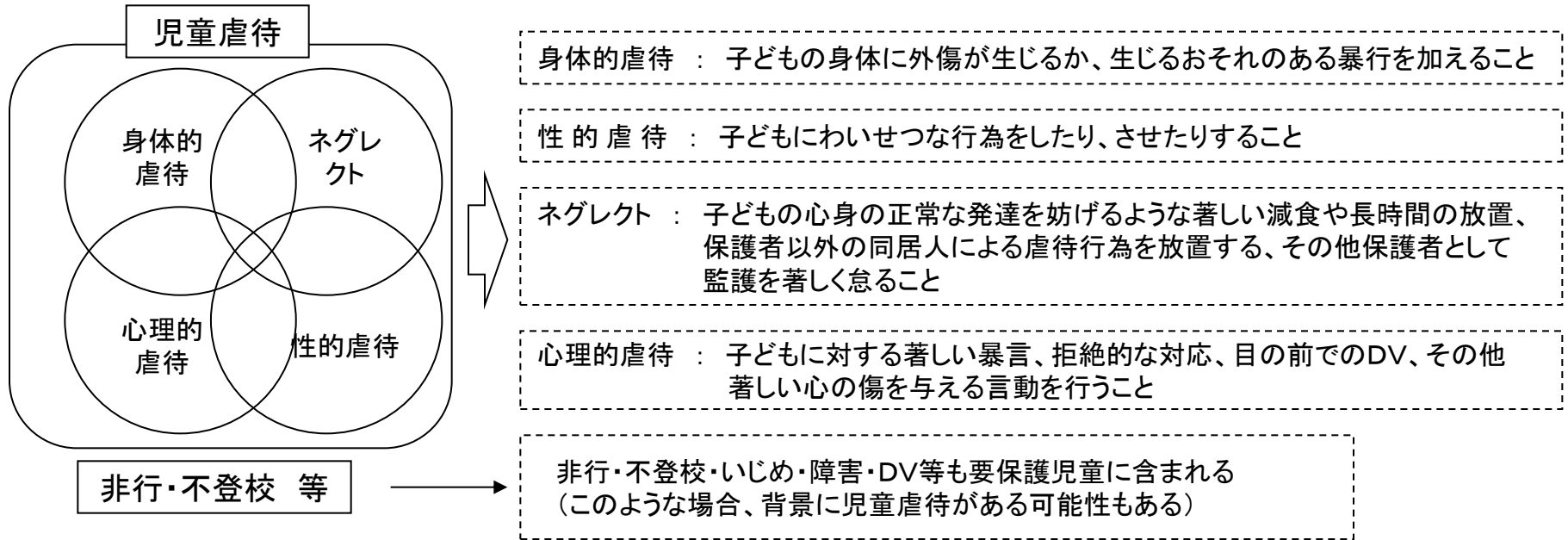
# 熊本市における要保護児童 対策の現状について

熊本市の要保護児童対策等について

# 支援対象児童等とは

## 要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者



※H29.4.1より、18歳以上20歳未満の延長者及び保護延長者(以下「延長者等」という)を含めるとともに、その保護者についても、延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含める(児童福祉法第25条の2第1項及び第2項)こととされた。

## 要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

## 特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

児童虐待をはじめとする要保護児童対策として、支援の過程で切れ目のない総合的な支援が必要。

- ①「児童虐待等の発生予防」 : 虐待に至る前に、気になるレベルで適切な支援が必要(育児の孤立化、育児不安の防止)
- ②「早期発見・早期対応」 : 虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が必要
- ③「保護・自立支援」 : 地域支援・保護・家族再統合等の自立支援

# 通告について

## 通告義務

- 要保護児童を発見した者はこれを通告しなければならない（児童福祉法第25条）
- 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに通告しなければならない（児童虐待防止法第6条）

※虐待であることを通告者が証明する必要はない。また、虐待でなかった場合でも、罰せられることはない。

特に…

- 「学校や児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」

## 通告元の秘匿

- 誰から「通告」があったかについて、秘密はかたく守られます。  
…「市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定されるものを漏らしてはならない。」（児童虐待防止法第7条）



虐待を行っている保護者等に、通告をしたことが漏れて関係が悪化するあるいは攻撃対象となることを懸念して通告を躊躇することがあってはならない。

## 守秘義務との関係

- 児童虐待に関する通告は、法令（児福法25条・児虐法6条）に基づくものであるため、守秘義務より優先し、守秘義務違反にはあたらない。

# 要保護児童対策地域協議会とは

## 要保護児童対策地域協議会

### <設置の根拠> (児童福祉法第25条の2)

地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない。

### <協議対象> (児童福祉法第25条の2第2項)

協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

## 協議会の趣旨

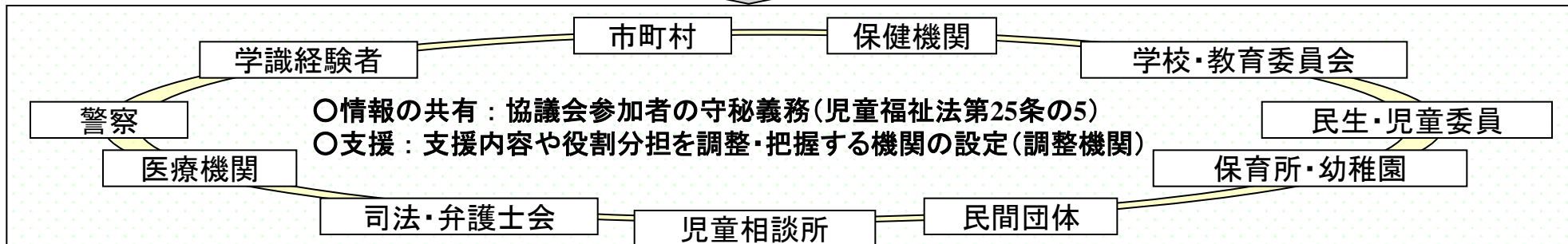
過去の児童虐待による死亡事例において、関係機関が情報を有していたにもかかわらず、地域全体でその情報が共有されなかったため機動的な対応ができず、結果として有効な支援に結びつかなかった事例があった。

こうした状況を踏まえ、要保護児童の早期発見や適切な支援を図るため、

- 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有する
- 適切な連携の下で対応していくことが重要である

そのため、市町村(場合によっては都道府県)が要保護児童対策地域協議会を設置し、

- 個人情報保護の要請と関係機関の情報共有のあり方を明確化する
- 関係機関相互の連携や役割分担、その調整を行う機関を明確にする等の責任体制を明確化する



# 情報共有と個人情報保護との関係

## 個人情報保護の要請

- ①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない
- ②第三者に個人データを提供してはならない

## 除外規定

### ①法令に基づく場合

- ②児童の健全な育成の推進のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

### 法定の機関

(児童福祉法第25条の2第2項)

協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

### 法に基づく調査権

(児童福祉法第25条の3)

協議会は、前条第2項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

### 守秘義務

(児童福祉法第25条の5)

次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。  
(以下、略)

秘密保持の要請・担保

協議会構成員が、児童福祉法第25条の3に基づく協力要請に応じる場合は、「法令に基づく場合」に該当し、個人情報保護法令に違反することにはならない。

# 要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る 保健・医療・福祉・教育等の連携のいっそうの推進

## 要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について

- 「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」(平成28年12月16日雇児総発1216第2号・雇児母発1216第2号)を新たな通知として発出。

### 【主な内容】

#### 1 情報提供に当たっての共通の留意事項

- 関係機関が市町村に情報提供することは、個人情報保護法第16条第3項第1号及び第23条第1項第1号に規定する「法令に基づく場合」に該当するため、例外的に、本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にならない。
- 地方公共団体の機関からの情報提供は、一般的には、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の例外規定として「法令に定めがあるとき」等が規定されており、この「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例に例外規定がある場合には条例違反とはならない。
- 関係機関は、対象とする者に対して、原則、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援が、要支援児童等の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となりうることを説明すること。説明が困難な場合でも、必要な支援がつながるよう、居住する市町村への情報提供に努めること。
- 児童福祉法第21条の10の5第1項の規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触しない。

#### 2 各個別分野の留意事項

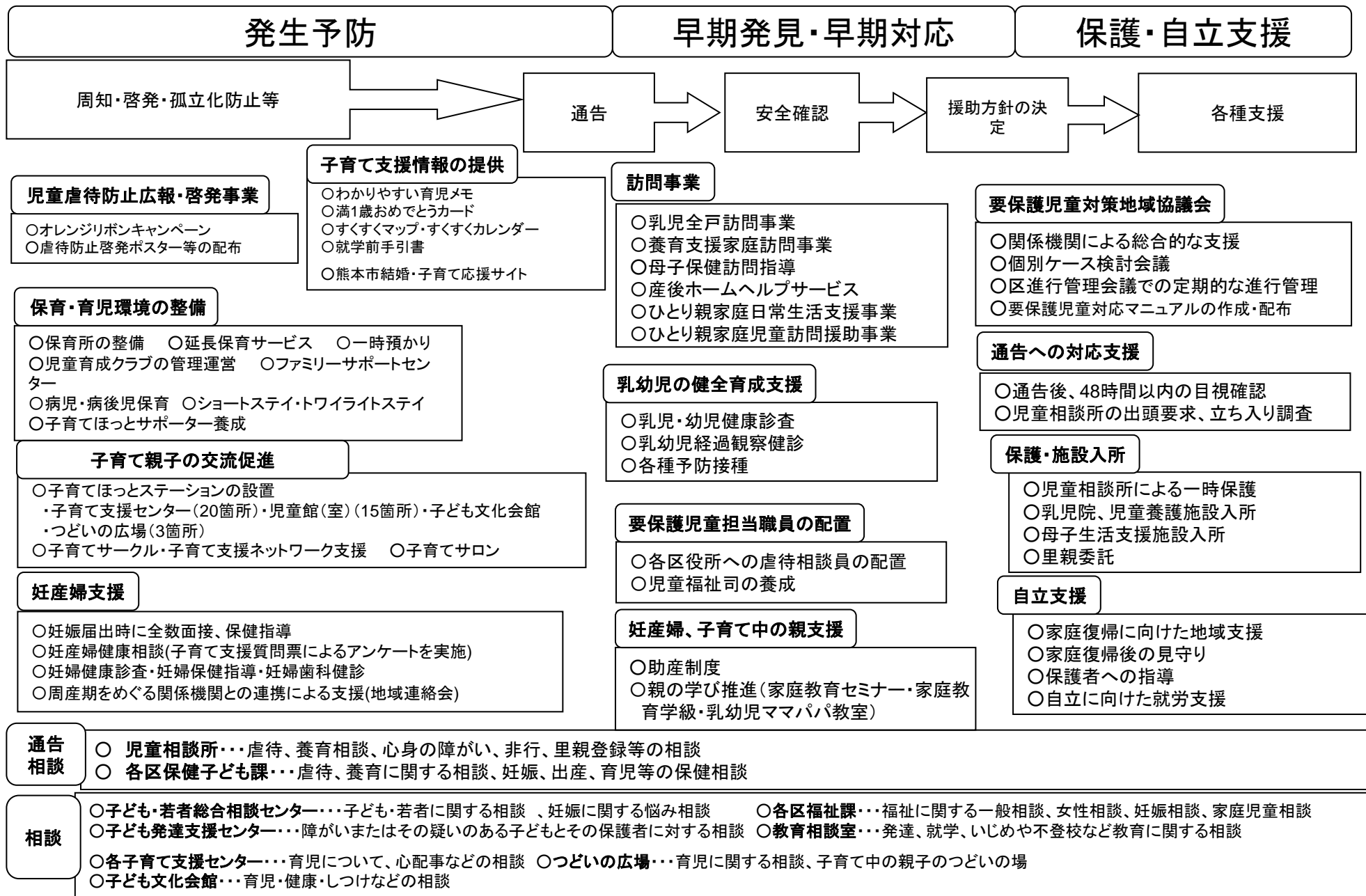
- (1) 市町村(母子保健担当、教育委員会事務局、要保護児童対策地域協議会)
  - ・ 関係機関からの情報を基に、必要な実情の把握や関係機関の協力を求めつつ、家庭の生活状況や虐待の事実把握等の調査を実施。
  - ・ 協議会調整機関として、協議会に必要な情報の提供を行い、関係機関との情報共有、支援の要否及び支援内容の協議を実施。
  - ・ 協議後は、市町村の担当課と関係機関が連携を図りながら必要な支援を実施。
- (2) 病院、診療所
  - ・ 別表を参考に、特定妊婦を含む要支援児童等と判断した場合は、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。
  - ・ 対象となる者の同意を得て市町村に情報提供を行った病院、診療所は、診療情報提供料として診療報酬上の算定が可能。
  - ・ 市町村との連絡等の窓口となる部署や担当者を事前に決めておくことが望ましい。
- (3) 児童福祉施設等(助産施設、保育所及び幼保連携型認定こども園、地域子育て支援拠点、児童館、放課後児童クラブ、児童家庭支援センター)
  - ・ 別表を参考に、要支援児童等と判断した場合は、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。
  - ・ 協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。
- (4) 学校(幼稚園、小学校及び中学校等)
  - ・ 別表を参考に、要支援児童等と判断した場合は、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。
  - ・ 協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。
  - ・ 私立園及び私立学校において協議会に参画していない場合には、積極的に参画し関係機関との連携・協力を図り、子ども虐待の防止等に関する市町村の施策への協力が望ましい。
- (5) その他(助産所、家庭的保育事業実施機関、小規模保育実施機関、一時預かり事業実施機関、利用者支援事業実施機関等)

#### 3 その他

- (1) 別表1～3：特定妊婦及び要支援児童等(乳幼児期及び学齢期)の様子や状況例を目安として例示。
- (2) 別添1～2：医療機関から市町村に対する情報提供、診療報酬に関する通知文を添付。
- (3) 参考資料：支援経過・結果報告書(例)、特定妊婦及び要支援児童等の情報提供に関わる支援の流れ等を添付。

# 熊本市の要保護児童対策事業

…要保護児童対策には、児童虐待等の①「発生予防」、②「早期発見・対応」、③「保護・自立支援」にいたるまでの切れ目のない支援が重要。



# 熊本市における通告・相談窓口一覧

## 通告・相談窓口

担当課名	種類	電話番号
中央区 保健子ども課	子どもの虐待や養育に関する相談 妊娠、出産、育児などの保健相談など	328-2421
東区 保健子ども課		367-9130
西区 保健子ども課		329-6838
南区 保健子ども課		357-4135
北区 保健子ども課		272-1104
熊本市児童相談所	虐待、養育相談、心身の障がい、非行、里親登録の相談など	366-8181 189 (いちはやく) 児童相談所全国共通ダイヤル

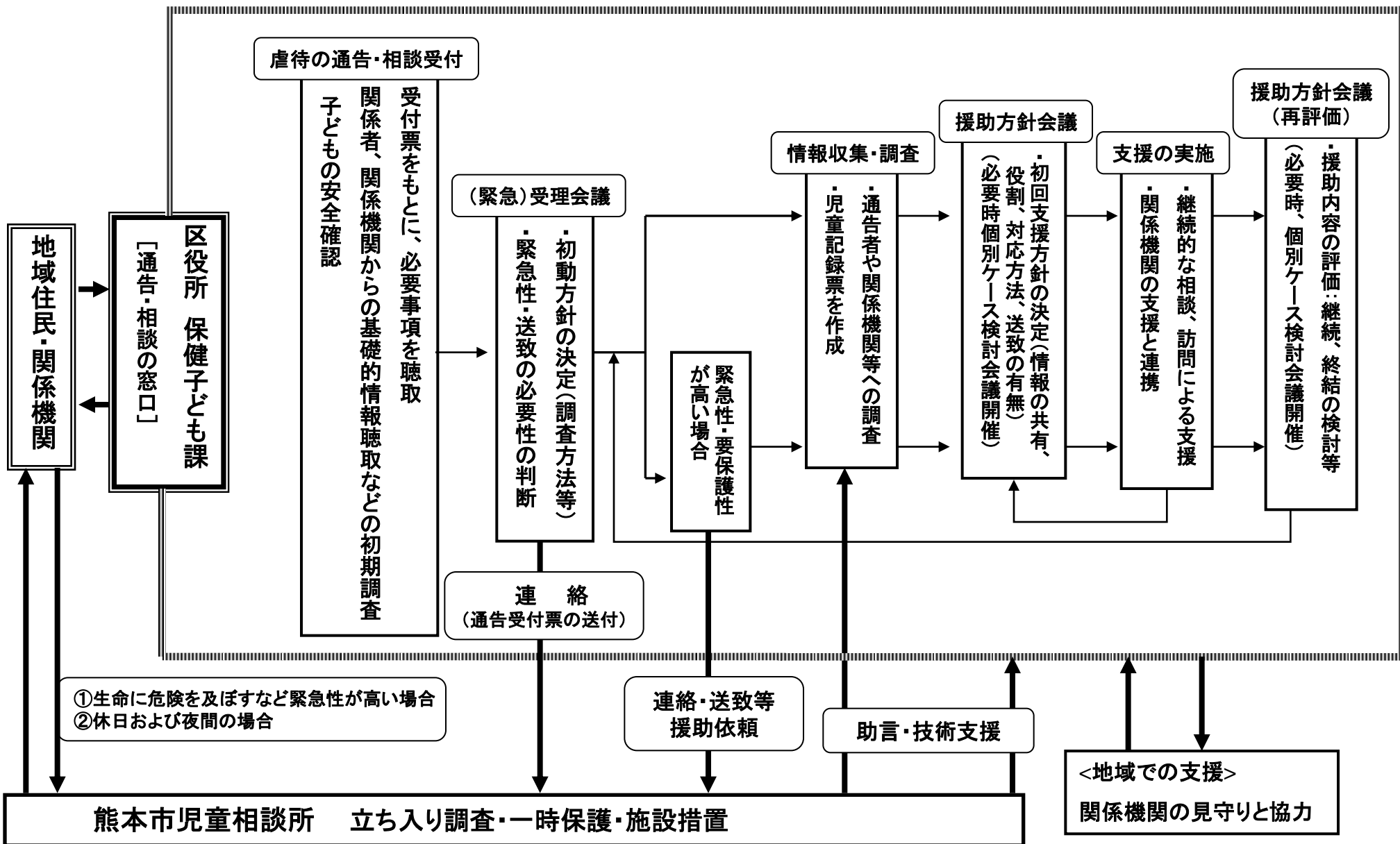
## 相談窓口

熊本市子ども・若者総合相談センター	子ども・若者に関する相談、妊娠に関する悩み相談	361-2525
中央区 福祉課（福祉相談班）	家庭児童相談	328-2301
東区 福祉課（福祉相談班）		367-9127
西区 福祉課（福祉相談班）		329-5403
南区 福祉課（福祉相談班）		357-4129
北区 福祉課（福祉相談班）		272-1118
子ども発達支援センター	障がいまたは障がいの疑いのある子どもに関する相談	366-8240
教育相談室	発達、就学、不登校やいじめの相談	362-7070

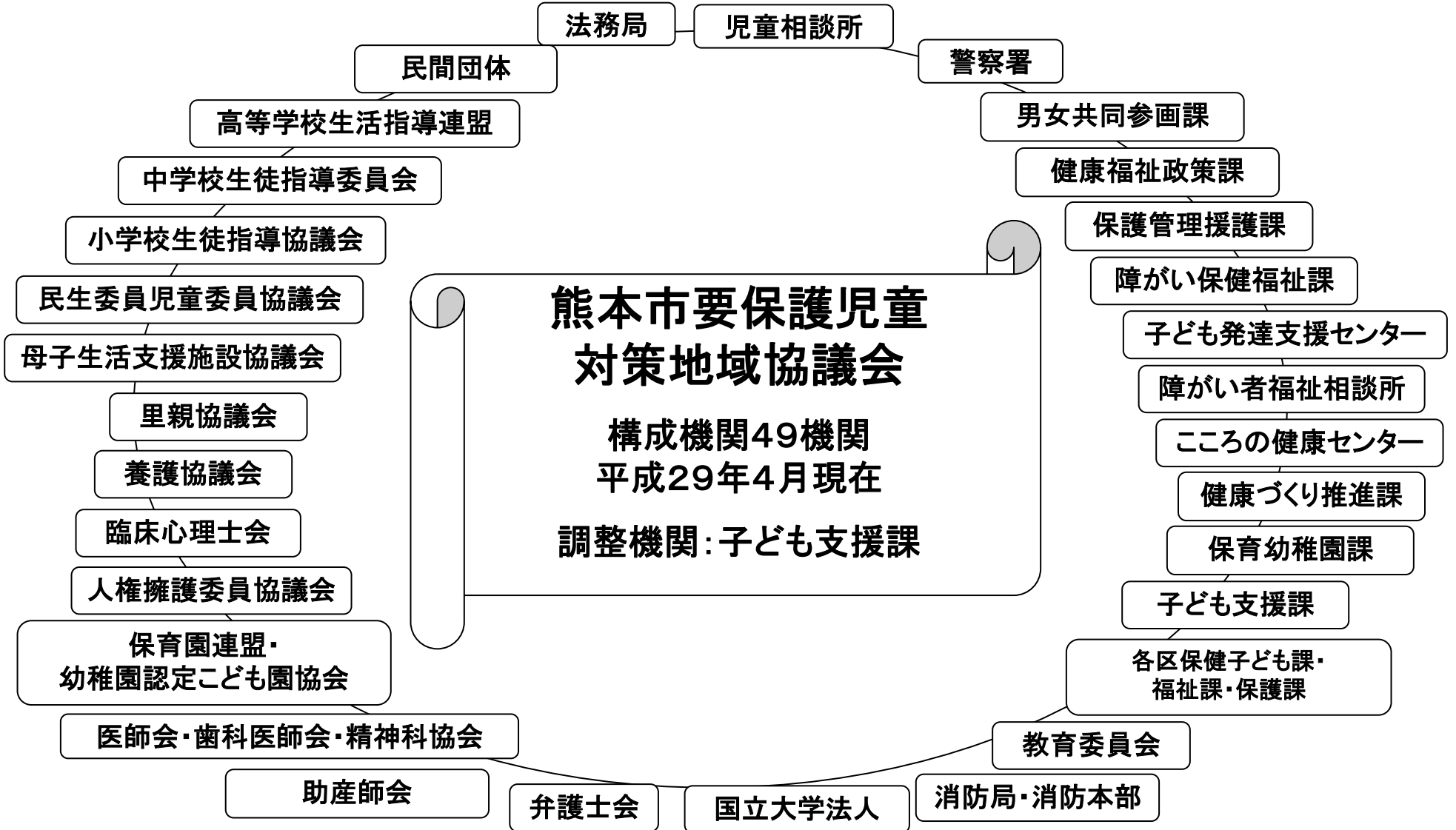
総合子育て支援センター	育児への不安、心配事などの相談、ふれあいの場	364-0123
小島子育て支援センター		329-7250
西里子育て支援センター		245-0062
白山子育て支援センター		364-4815
池上子育て支援センター		329-0344
京町台子育て支援センター		352-6280
京塚子育て支援センター		381-5784
幸田子育て支援センター		378-7674
清水子育て支援センター		343-6983
植木子育て支援センター		272-0281
あゆみ子どもセンター		339-5673
イルカクラブ		367-0127
さくらっこ子育て支援センター		357-9616
ながみね子育て支援センター		380-6645
だいいち子育て支援センター		357-1245
やまなみ子育て支援センター		365-9111
画図子育て支援センター	284-4770	
城南子育て支援センター	0964-28-2147	
植木山東子育て支援センター「え〜とこ」	272-0699	
植木和幸子育て支援センター「わくわく」	273-1225	
夢もやい館	育児に関する相談	338-3210
つどいの広場（植木）	子育て中の親子のつどいの場	272-2600
街なか子育てひろば	子育て中の親子のつどいの場	323-3222 (26年6月1日～)
子ども文化会館	育児、健康、しつけなどの相談	323-0783 (相談専用ダイヤル)



# 支援の流れ



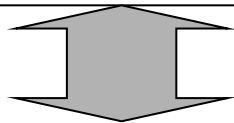
# 熊本市要保護児童対策地域協議会の構成機関



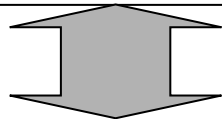
# 協議会の組織

代表者会議

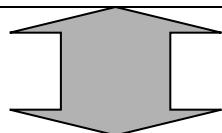
関係機関会議



区児童虐待防止連絡会議  
(実務者会議) (各区)



区進行管理会議 (各区)



個別ケース検討会議

専門部会

# 協議会における各会議の構成について

## 本 庁

### 代表者会議

議長：熊本市健康福祉局長（会長）  
出席者：  
・各構成機関の代表者（〇〇協議会代表、等）  
協議事項：  
・要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討  
・地域協議会の活動状況の報告と評価  
開催頻度：年1回以上

#### <関係者会議>

個別の事項に協議を要する場合は、会長が当該事項の関係者を招集し、協議を行う。

### 市調整機関

調整機関：子ども支援課（市主管課）

調整機関の業務：

- 1：協議会に関する事務の総括  
要綱所管  
代表者会議の議事運営  
協議会にかかる資料の保管
- 2：協議会全体の総合的な企画・連絡調整
- 3：要保護児童対策に関する総合的な企画・連絡調整
- 4：その他要保護児童の支援の実施に関し必要な事項  
ただし、区児童虐待防止連絡会議、区進行管理会議、個別ケース検討会議の調整機関業務は、区役所担当課が行う

## 各 区

### 区児童虐待防止連絡会議（実務者会議）

議長：保健子ども課長  
出席者：  
・各構成機関の実務担当者  
協議事項：  
・区内の年間活動方針の策定、全市代表者会議への報告  
・児童の支援に関する情報交換、研修による職員育成等  
・その他協議会の運営に必要な事項  
開催頻度：年1回以上（各区）

### 区進行管理会議

進行：区保健子ども課長が指名する者  
出席者：  
・保健子ども課、児相、区役所関係課（保護・福祉等）、  
教委、その他必要な機関  
協議事項：  
・進行管理（全ケースの定期フォロー）  
・その他の運営に必要な事項  
開催頻度：月1回程度

### 個別ケース検討会議

議長：主担当機関の長が指名する者  
出席者：  
・個別ケースの関係者  
協議事項：  
・具体的な支援の内容の検討及び情報共有  
・主担当機関、主たる援助者の決定など  
開催頻度：随時

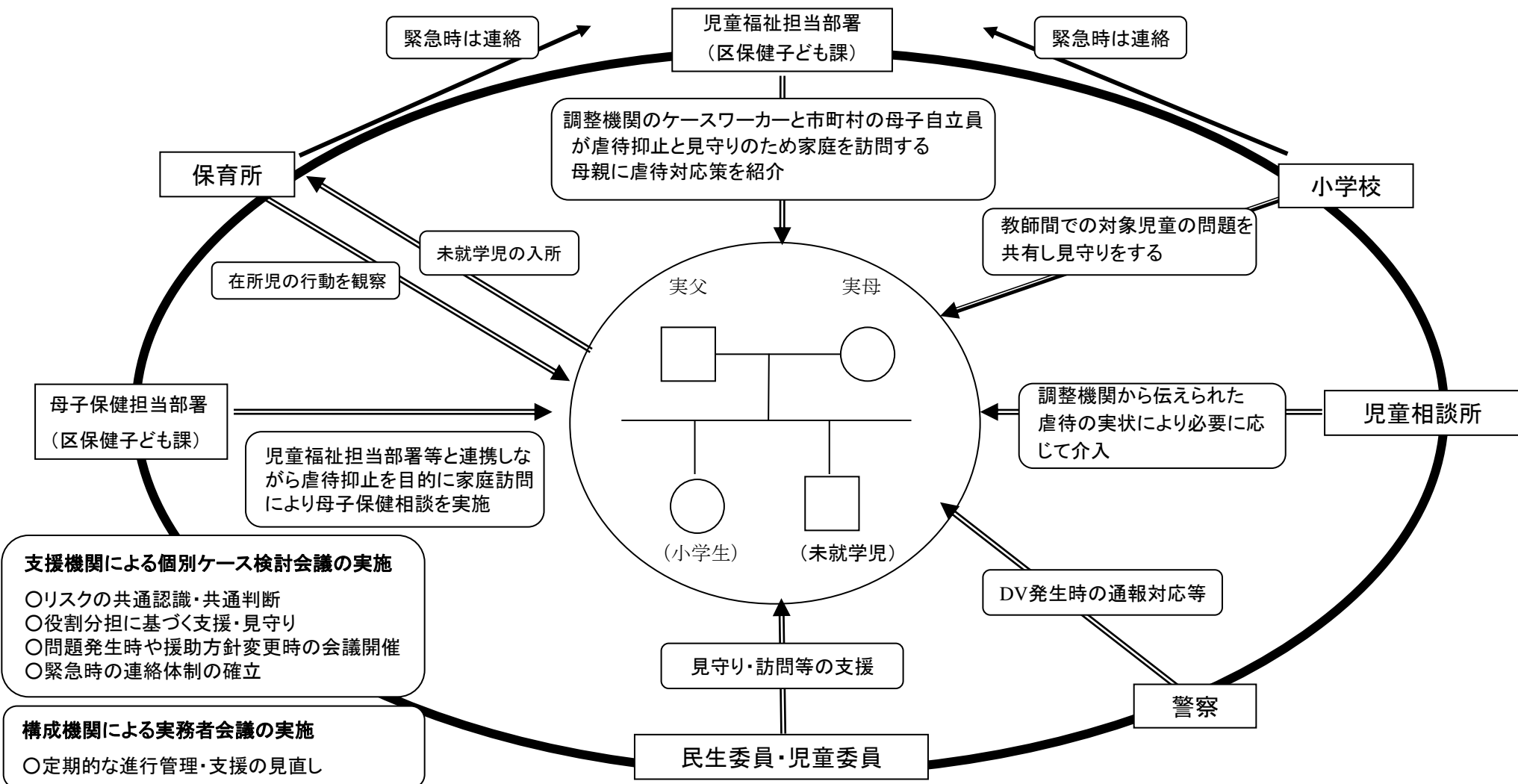
### 事務局

担当課：保健子ども課  
区児童虐待防止連絡会議、区進行管理会議、  
個別ケース検討会議の調整業務

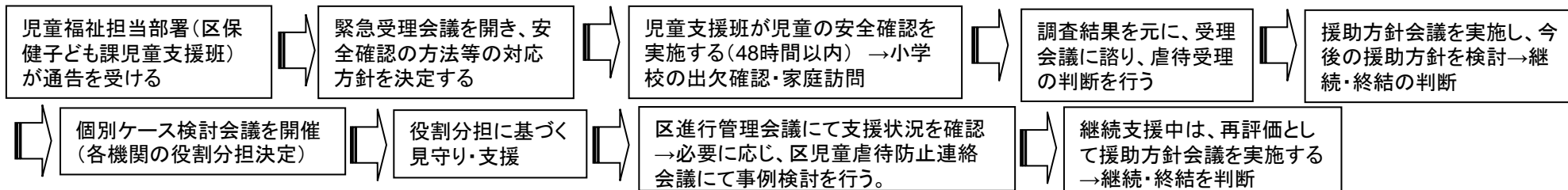
# 想定事例

父親が小学生と未就学の子ども(きょうだい)に対して身体的・心理的虐待を繰り返し、虐待を阻止しようとする母親(妻)に対しても暴力を繰り返している。登校してきた子どもの顔に「あざ」を確認した小学校から区役所(保健子ども課)への通告をきっかけに、要保護児童ケースとして関わりを開始した。

通告があった後、児童福祉担当部署である区保健子ども課が緊急受理会議を行い、調査を開始した。家庭調査及び48時間以内の児童の安全確認を行った結果、父親による身体的虐待(母へのDVによる心理的虐待疑いを含む)として受理し、関係機関への協力を求め、支援を開始した。



# 要保護児童対策地域協議会の動き



## 要保護児童対策地域協議会で関わったことによる効果

- 子どもの所属機関(保育所、小学校)から連絡があった場合に調整機関が迅速に対応することを積み重ねたことにより所属機関との間で信頼関係が築かれ、ケースの支援方針に沿って所属機関が役割に応じて行動できるようになった。
- 市町村内の関係部署と連携することで母親の経済的・精神的な自立に向けた支援が可能となった。母親の自立への意欲が高まったことで、子どもたちの情緒的な安定が図られた。

### 連携の重要性

- ◎リスク因子の共通認識
- ◎主担当機関の決定
- ◎リスク判断の共通認識
- ◎役割の明確化
- ◎援助方針の統一

#### 早期発見・対応

- 児童虐待等の情報が調整機関に一元化
- 関係機関等の連携した対応・気になるレベルでのケース紹介・たらい回しや放置ケースが減少
- 深刻化する前に適切な支援

#### 関係機関の連携

- ケースの理解・援助方針を多角的・総合的に検討可能
- ケースの押しつけ合いが解消
- 関係機関等の特色を生かした多様な援助が可能に

#### 担当者の意識変化

- 「仲間」としての連帯感向上
- 関係者全員で問題を共有
- 認識・対応の温度差解消
- 援助の質の向上